

令和6年1月26日

# 医療・介護・保育分野における 職業紹介事業について

## 経緯・これまでの対応

- 平成29年改正職業安定法や関係指針において、手数料等の情報開示義務や返戻金制度の推奨、就職後2年間の転職勧奨の禁止などを規定（平成30年1月1日施行）。
- 転職の勧奨につながるような求職者への「就職お祝い金」などを禁止（職業安定法に基づく指針を改正。令和3年4月1日施行）。
- 令和2年度に医療・介護・保育の各分野毎の職業紹介事業に係る協議会を開催し関係団体にも参画いただきながら適正な職業紹介事業者の基準を策定。同基準をもとに、令和3年度に適正な事業者を認定する制度を創設。49社（うち医療38社、介護22社、保育13社）を認定し公表（令和5年6月現在）。
- 職業紹介事業者の法令違反の疑いについて、『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』を都道府県労働局に設置（令和5年2月1日）。
- ハローワークにおいて、医療、介護、保育などの人材不足分野の人材確保を支援するための人材確保対策コーナーを拡充（令和4年度：+2箇所〈計113箇所〉、令和5年度：+2箇所〈計115箇所〉）。

## 現在の主な対応

### 1. 法令に違反する職業紹介事業者への厳正な対応

- ・『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』の一層の周知【業界団体等を通じて広く周知を行っている】
- ・3分野の有料職業紹介事業者に対する集中的指導監督の実施【今年度実施中】

### 2. 有料職業紹介事業の更なる透明化

- ・3分野の紹介手数料の平均値・分布、離職率について、地域・職種ごとに、公表【令和5年11月公表済】
- ・離職状況の公表が不十分な事業主に対して追跡調査を徹底させるとともに、離職者数の掲載期間を過去2年分から5年分へ延長【令和5年10月省令改正の上、公表済】

### 3. 優良な紹介事業者の選択円滑化

- ・3分野適正事業者認定制度の認定基準に、6か月以内の離職に対する返戻金制度を設けることを要することの追加を含め、認定基準の見直しについて検討し、必要な措置を講ずる【今年度内の見直しを目指して検討中】

### 4. ハローワークの機能強化【順次実施中】

- ・労働者が定着しない理由に着目した求人者への支援を関係機関と協力し実施
- ・業界団体と連携したイベント開催等の実施
- ・オンライン上での求人・求職者の利用推進
- ・ハローワークごとの職種別就職実績を毎年度公表【年度内公表予定】